

総務文教常任委員会

所管事務調査資料

(令和8年4月23日)

(事務調査)

- ① 育英資金制度の概要について

生涯学習課学校教育グループ

1 育英資金制度の概要

(1) 目的

大学、高等専門学校、専修学校の専門課程等に在学する者のうち、成績優秀でありながら経済的理由により修学が困難な者に対し、学資金を貸付け、教育の機会均等を図り、有為な人材を育成することを目的としている。

※なお、対象は、現に町内に住所を有する者の子弟としています。

(2) 貸付対象修学学校

教育委員会が定める以下の学校に在学する者が対象。

- ①大学（大学院含む）、短期大学
- ②高等専門学校
- ③専修学校の専門課程（修業年限が2年以上）
- ④国外の同等学校
- ⑤その他教育委員会が認める学校

(3) 貸付限度額

月 額 月額上限6万円

貸付単位 1万円単位

(4) 貸付審査項目

教育委員会において、以下の基準に基づき審査を行い、貸付者を決定する。

- ①学校の内容 貸付対象となる学校であるか
- ②学生の状況 人物、健康状態、学業成績
- ③経済状況 世帯の総所得金額が「収入基準額」以下であること（所得に応じた特別控除あり）
- ④保証人等 保証人および副保証人の状況

(5) 返済期間

①返還開始時期 大学等を卒業し、就職した6箇月後から

②返 還 期 間 貸付けを受けた期間の3倍の期間以内

例：4年間貸付けを受けた場合、12年以内での返還

※本人の希望により期間の短縮が可能

※特別な事由がある場合は、返還期間の延長や返還額の減免が可能

③利 子 無利子

2 貸付・返還状況の推移(R3年度～R7年度)

年度	貸付		返還	
	件数 (うち新規)	貸付額	件数 (うち新規)	返還額
R3	9(5)	6,000,000	74(4)	17,642,000
R4	11(6)	10,200,000	70(0)	20,096,458
R5	18(4)	12,120,000	56(1)	14,719,042
R6	15(4)	9,840,000	53(5)	12,293,000
R7	20(10)	12,840,000	55(4)	12,175,000
合計	73(29)	51,000,000	308(14)	76,925,500

3 その他の支援制度

制度名	対象者	金額
加賀谷厚三・明美教育振興基金	育英資金貸付決定者のうち、大学、短期大学に進学する者に給付	大 学 : 50,000 円 短期大学 : 30,000 円
中村教育振興基金		
近藤教育振興基金		
木本建設教育振興基金	準要保護世帯のうち、高等学校に進学する生徒に給付	1 人 100,000 円

4 近隣市町の支援制度等

市町名	主な制度の傾向	内容
室蘭市	返還支援型	市内企業へ就職した若者に対し、奨学金返還の一部を支援を実施。
苫小牧市	育英会・返還支援	育英会による奨学給付金や、返還支援事業を実施。
むかわ町	返還支援型	福祉事業所に就業している方に奨学金返還支援を実施。
安平町	給付型	育英基金による奨学金制度を実施。
洞爺湖町	入学時給付・貸与	入学時の支度金としての給付や、貸与型制度を実施。
白老町	返還支援型	町内の事業所に就業した 40 歳未満の方に対し、奨学金返還の一部を支援を実施。

5 今後の方向性

育英資金貸付制度は、経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対し教育機会を保障する重要な施策であり、教育格差の是正の観点から、その必要性は高いものと認識しています。

一方で、現行の貸与型であることによる返済負担という課題も認識しています。

今後は進学意欲の向上に向けた周知方法の工夫や、給付型支援の在り方、国制度との連携などについて、他自治体の動向等も踏まえながら研究していく考えです。

また、財政面においても、安定的な制度運営に向け、基金化の検討も進めていきます。